

江津市ふるさと納税推進業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

江津市ふるさと納税推進業務を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的に評価することにより、最も業務の遂行に的確と判断される事業者を選定して当該業務の受注候補者として特定することを目的とする。

本要領は、受注を希望する業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

別紙「江津市ふるさと納税推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、議会により予算が議決されなかった場合その他不測の事態により、契約の変更、解除を行うことがある。なお、運用開始予定日は令和5年4月1日からとし、運用開始日までの準備期間には委託料は発生しないものとする。

4 見積限度額

寄附受付サイト（ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・ポケットマルシェ）からの寄附金額に対し、5%相当額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）なお、契約にあたっては、募集に係る経費は2%以内、その他の業務は3%以内とする。

5 事業者の公募

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本事業に参加しようとする事業者は、仕様書に定める業務に関し提案を行うものとし、市は当該提案を審査し、事業者の選定を行う。

6 参加資格要件

江津市ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、本市の指示に柔軟に対応できること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (3) 本市および他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- (7) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (8) 過去5年以内に、他の地方公共団体において本業務と類似した業務の元請としての受託実績を有する者であること。

7 参加申込

参加を希望する者は、次の書類を提出することとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）
- オ 法人登記簿謄本
- カ 財務諸表
- キ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

なお、提出した書類について、市が説明を求めた場合は、これに応じなければならない。

(2) 提出方法

江津市政策企画課政策企画係に持参又は郵送

(3) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時まで（必着）

(4) 参加資格の有無の確認結果

参加資格の有無に関する確認結果については、令和4年10月5日（水）に参加資格確認結果通知書（第8号様式）を FAX又は電子メールにより通知することとする。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和4年9月22日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第5号)を電子メールにより提出すること。

送信先 江津市ふるさと納税担当 (hurusatonouzei@city.gotsu.lg.jp)

(3) 回答日

令和4年9月27日(火)

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、江津市ホームページにて公表する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第6号)

※プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない

イ 参考見積書(様式第7号)

※返礼品調達費用、送付等に係る費用を含め、経費の内訳が確認できるようにすること。

(2) 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書は自由様式とするが、別紙「評価項目」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを示し、次の事項に対する回答(提案)を文章やイメージ図で簡潔に記載すること。

提案書は、A4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント・両面印刷で20ページ以内を原則とする。

ア 企画提案書の様式

	名 称	備 考
1	企画提案書表紙	・様式第6号を使用すること。
2	提案書 【自由様式】	・「イ 企画提案書の記載事項」に従い作成すること。 ・本業務の目的を十分理解したうえで、本業務に対する基本的な考え方を明確に記載すること。
3	参考見積書 【様式第7号】	・参考見積額について、寄付金額に対する割合(%)で記載すること。その際、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

イ 企画提案書の記載事項

「【別紙】評価項目」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを示し、次の事項に対する回答（提案）を盛り込んだものとする。

事項	ポイント
1 業務体制・実績	①受託業務実施体制（人員配置、事業者研修体制、担当者の経験年数、専門性、サポート体制、繁忙期の対応等） ②本市との連携体制 ③本業務に生かすことのできる同種、類似業務実績
2 ポータルサイトの運用管理について	①今後の展望（寄附件数の増加につながる取組等） ②各ポータルサイト上の情報ページの運用イメージ ③運用開始に向けた準備の確実性（想定スケジュール）
3 広告・プロモーションについて	①本市の魅力を広く発信するためのプロモーション ②リピータ確保につながるプロモーション ③本市のふるさと納税事業をブランディング化していくためのプロモーション
4 返礼品等の募集及び開発・事業者との連携について	①江津市の返礼品等開発への考え方 ②本市の魅力発信に繋がる返礼品の提案 ③返礼品開発・募集に係る市内事業者の支援 ④既存返礼品等のブラッシュアップ方法等
5 その他提案事項	本業務も含め、本市のふるさと納税に関する新たな提案や発展性、その他特に強調したい事項、アピール点等について

(3) 提出方法

江津市政策企画課政策企画係に持参又は郵送

(4) 提出期限

令和4年10月14日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出部数

8部（正本1部・副本7部とする。）

10 審査及び評価

(1) 審査方法

審査については、江津市ふるさと納税推進業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、別紙で示す「評価基準」に基づき、委員会委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の平均が最も高い者

を、第一順位の受託候補者として選定する。

なお、最も評価が高い者が2者以上あるときは、出席委員の多数決で決し、同数の場合は、委員長が決定する。

(2) 評価項目

企画提案書及びプレゼンテーションにおいて、「【別紙】評価項目」に基づき審査する。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 企画提案書を提出した者は、令和4年10月19日（水）に行う委員会において、プレゼンテーションを行う。開始時間・場所等については、別途通知する。

イ ヒアリングは1社につき30分（説明20分、質疑10分）を予定。

ウ 参加人数は3名以内とする。

エ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、事前に事務局にデータを送付し、江津市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。

なお、パソコンは提案者が用意すること。

オ プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。

カ マスクの着用など、新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。なお、感染症の状況により対面でのプレゼンテーションが実施できない場合は、WEB会議等により実施することとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、令和4年10月28日（金）（予定）に全てのプレゼンテーション実施者に対し書面により通知する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議の申立ては、受け付けないものとする。

1.1 スケジュール（予定）

令和4年9月8日（木）	公募開始
令和4年9月22日（木）	質問書提出期限
令和4年9月27日（火）	質問回答日
令和4年9月30日（金）	参加申込書提出期限
令和4年10月5日（火）	参加資格決定・通知
令和4年10月14日（金）	企画提案書提出期限
令和4年10月19日（水）	プレゼンテーション実施
令和4年10月28日（金）	選定結果通知、受託候補者と委託内容の協議開始
令和4年11月上旬	契約締結

1 2 契約に係る留意事項

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と協議を行い、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。

ただし、当該受託候補者との調整、協議が不調に終わった場合は、企画提案書の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

1 3 企画提案書の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要綱に違反すると認められる場合

オ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合

カ その他、本市があらかじめ指示した事項に違反した場合

キ 上記ア～オに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

(5) その他

ア 提案者は、企画提案書の提出を以って、実施要綱等の記載内容に同意したものと
する。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は「江津市情報公開条例（平成13年3月21日条例第2号）」に基づく情報公開請求の対象となる。

1.4 実績等

令和元年度～令和3年度の寄付金額、件数は以下の通りである。なお、本市における令和4年度の寄附目標額は150,000千円とする。

年度	寄付件数（件）	寄付金額（千円）
令和元年度	2,843	75,190
令和2年度	8,100	158,221
令和3年度	7,409	140,857

1.5 留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ江津市の承諾を得なければならない。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出期限以降の参加表明書及び提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類は、受託候補者の選定に必要な範囲において複製することがある。

(3) その他

ア 郵便、電子メール等に関する通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

イ 参加資格確認結果通知した日から選定結果を通知する日までの間は、政策企画課及び関係部署の職員への個別の営業活動等を禁止する。

1.6 問い合わせ先（事務局）

江津市 政策企画課 政策企画係 ふるさと納税担当

所在地：江津市江津町1016番地4

電話：0855-52-7925（直通）

FAX：0855-52-4509

E-mail：hurusatonouzei@city.gotsu.lg.jp